

申請に当たっての記入要領

【全般】

- ・様式1、様式2について、本記入要領に従い、簡潔かつ明瞭に記入すること。各項目に設定された枠内に記載内容が収まらない場合は、枠囲みを拡大する等により記入することは構わない。
- ・各項目の記載枠は、あくまで必要最低限の例示となる様式を示したものであり、必要に応じて適宜、行や欄の追加等を行ってよい。
- ・記入に当たっては、「日本版DMO」形成・確立に係る手引き」を必要に応じて参照すること。（観光庁HPからダウンロード可能）
URL：http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000049.html
- ・記入に当たっては、各項目について構想段階のものであっても可能とする。
ただし、構想段階の項目は、必ず赤字で記入すること。
加えて、構想段階の項目については、設定された枠内に、各項目の実現・実行に向けたスケジュール等を明確に赤字で記入すること。

【様式1について】

1. 日本版DMOの組織

- ・申請区分については、該当するものに○をつけること。
- ・代表者及び各種データの分析・収集等（マーケティング）の責任者（専門人材）については、必ず記入すること。
- ・各部門の責任者のうち各種データの分析・収集等（マーケティング）の責任者（専門人材）は、日本版DMOに専従の者としてすること。
- ・各部門の責任者のうち専従の者については、氏名の右横に「専従」と記載すること。
- ・合意形成の仕組みについては、要領Ⅱ3（1）の該当する全てについて記載すること。
- ・実施体制については、地方公共団体や事業者など地域の関係者との連携体制及び地域における合意形成の仕組みが分かる図表等を必ず記入すること（合意形成の仕組みにおいてDMOが中核的立場であること、また合意形成の仕組みに参画する関係者が具体的に分かるよう記載すること）。

2. 日本版DMO候補法人がマーケティング・マネジメントする区域

- ・区域の範囲が分かる図表を必ず挿入すること。
- ・当該図表には、日本版DMOを通じて活用することを想定している主要な観光施設、商業施設、自然、文化、イベント等を盛り込み、それをどのように活用していくかを記入すること。
- ・区域設定の考え方については、安定的かつ継続的に区域としての一体性を確保する観点から、自然、歴史、文化等の関係性を踏まえて記入すること。
- ・観光客の実態等については、区域に訪れている観光客について、観光客入込客数、延べ宿泊者数、消費額等を踏まえて記入すること。

3. 各種データ等の継続的な収集・分析

- ・「WEBサイトのアクセス状況」については必ず記入すること。

4. 戦略

- ・(3) ①コンセプトについては、他地域と明確に区別できる特徴・価値等を来訪者に伝える表現を簡潔に設定し、記入すること。
- ・(3) ②コンセプトの考え方については、地域が目指すべき姿を明確にし、そのために地域ならではの産業、伝統、食、住、風習等やそこから導き出される区域の特徴(強み、価値)をコンセプトにどのように反映させているかについて、他地域との差別化も踏まえた上で記入すること。

5. 関係者が実施する観光関連事業と戦略との整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーション

- ・各取組について、出来る限り具体的に記入すること。
- ・「戦略の多様な関係者との共有」については、その頻度が分かるよう記入すること。

6. KPI

- ・観光戦略や個別の取組を定期的に確認・改善するため、少なくとも今後3年間における明確な数値目標を記入すること。
なお、具体的な数値目標の記入が申請の時点では困難な場合にあっては、KPIとして設定する指標項目のみの記入でも可能とする。
また、括弧内には外国人に関する数値目標を記入すること。
- ・既に指標となりうる数値目標を設定している場合には、最大で過去3年間の実績も記載すること。
- ・来訪者に関する満足度調査が未実施の場合、観光庁が作成した「観光地の満足度調査」を参照して実施し、例えば、毎年〇%増などの目標を設定して記入すること。
参照: <http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/manzokudochousa.html>
- ・KPIとして設定する項目や年次及び目標数値に関して、その検討のプロセスや考え方を項目ごとに出来る限り具体的に記入すること。

7. 活動に係る運営費の額及び調達方法の見通し

- ・少なくとも今後3年間について、計画年度毎に、(1)収入、(2)支出を記入すること。
- ・記入に当たっては、収入及び支出の内訳が明確になるように記入すること
- ・現に活動している法人にあっては、最大で過去3年間の実績も記入すること。
- ・総運営費は、職員の人件費等の法人の組織運営費用及び法人が実施する各種事業に係る費用を含むものとする。

8. 日本版DMO形成・確立に対する関係都道府県・市町村の意見

- ・日本版DMOがマーケティング・マネジメント対象とする区域を構成する都道府県及び市町村が、登録の対象となる法人を当該都道府県・市町村における日本版DMOとして認める旨を含む意見を記載すること。

【様式2について】

- ・様式2により提案内容を簡潔に示す資料を併せて作成すること。